

境村

〔都留市〕

境村は、現在都留市の西端部を構成し、北から西にかけて西桂町と接する。北端は桂川が流れ、河岸沿いは海拔約六〇〇メートルのほぼ平坦な地形となつていて。一方、地内南部には山裾が伸び、旧鹿留村境の一部、東から南にかけての山々は、南に向かうほど高山となつておらず、西桂町との境となる地内南端では、海拔一二二五六メートルに及んでいる。旧村名でいうと、桂川対岸は小沼村、西は倉見村、南から東は鹿留村にあたる。『甲斐国志』によれば、地内東部は鹿留村から、西部は倉見村（現西桂町）からの出村で成立したといい、また村名由来については、中央に境の天神と号す神祠があり、そこより東は鹿留村に、西は倉見村にそれぞれ産神があり、神祠が両村の境に位置することから境村と称したという。

さて絵図は、わりと単純な、しかし適確な構図をとつていて。東から南にかけては山々を配し、北から西にかけては桂川を置き、その河岸沿いの部分に集落と耕地を描いている。耕地は、一見すると、田の方が多いようと思え、また畑は桂川沿いと山側に見えていて。村高は二〇五石余、反別は屋敷地を含めて一八町台で、江戸時代を通じて変わらないが、天保十四年（一八四三）の「御水帳丸写」（天野恒宏家文書）により、寛文九年（一六六九）の検地当時の姿を見ると、石高で約八対二、地積で約七対三と、当村は田勝ちの村柄となつてている。

さらに「御水帳丸写」で田畠の内訳を見ると、田は上田から下々田までの四つに等級付けされ、このうち上田が地積全体の約五三パーセント、中田が約二八パーセント、下田が約二二パーセントをも占めている。一方、畑も上畠から下々畠の四等級になつていて、全体に占める地積の割合では、下々畠が約三九パーセントと一番多く、ついで上畠が約三二パーセントで、こちらも両者で過半を占めている。なお天保十四年現在で、田のなかには、畑に変えられた土地が約七パーセント、七反六畝余含まれており、畑の方にも、屋敷に変えられた土地が九畝余、田に変えられた土地が一反八畝余、洪水による川欠などによる荒地が一反四畝余あるが、田勝ちの村であることに変わりはない。



境の集落

本書収録の明和元年（一七六四）の「甲州都留郡境村指出シ帳」によれば、これら田畠の土壤は砂交りという。

そして稲は「大白毛・白わせ」などを主に作り、五月中前後に仕付けて、秋の彼岸あけより刈り初め、また畠は大麦・小麦・粟・稗・大豆・桑・大根などが主な作物で、麦作は秋土用中に仕付け、冬は外気より暖かい水を耕地に流して成育させる、水かけ麦栽培を行つていた。用水は、村絵図によれば桂川から取水しており、特に西端に「大堰、御普請」と記されている。この大堰は、石積みの枠立てで、水門二か所。絵図には描かれていないが、村指出帳では、この他に「大平堰」と「埋堰」の御普請所があり、また小堰六か所が「百姓自普請」と書き上げられている。

村民が実際に耕作していた土地はこれだけでなく、近隣村に出作もしていた。村指出帳によれば、他村からの入作はなく、出作は小沼村と夏狩村へ各四〇石余、倉見



太宰府天神社

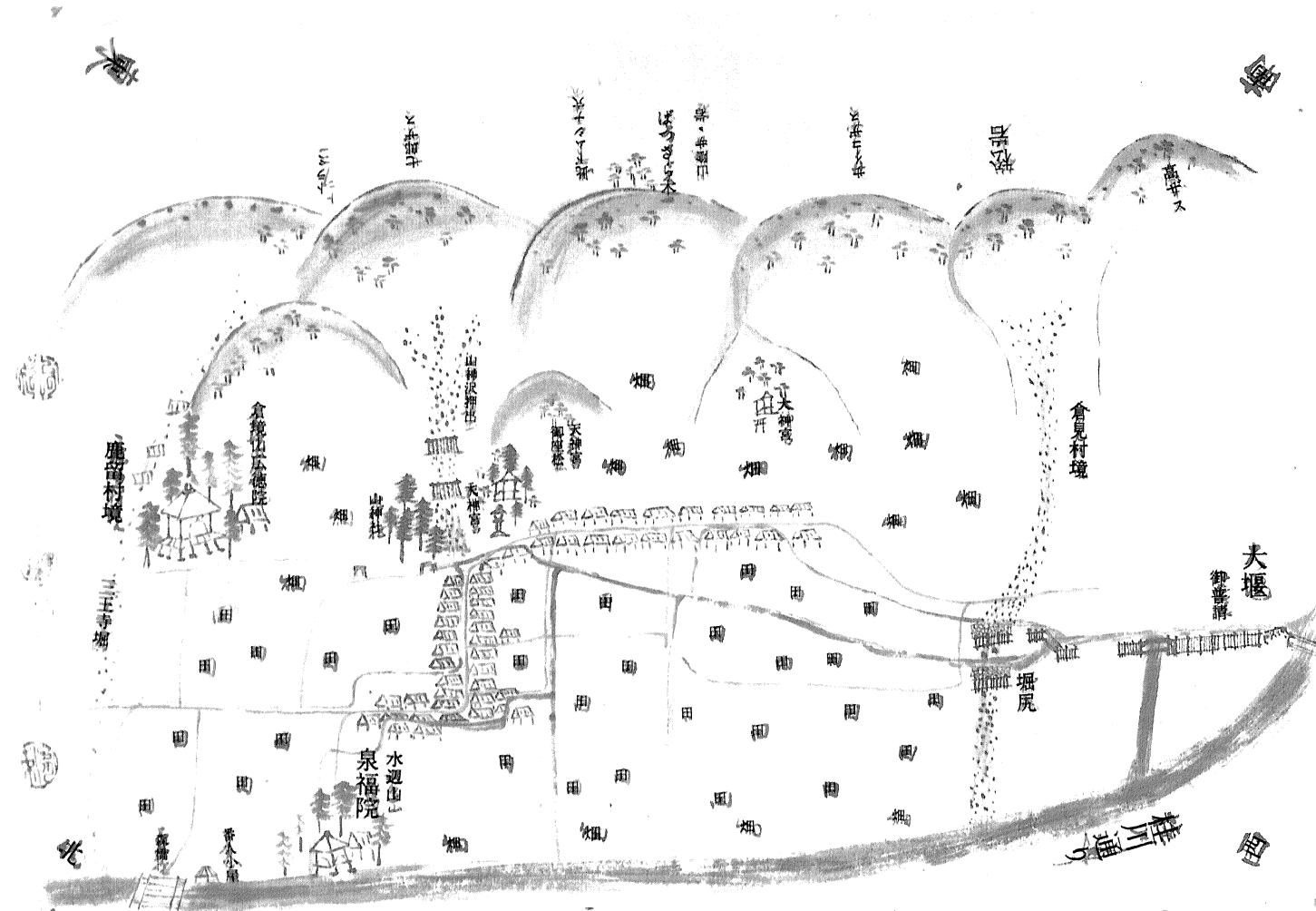
村と鹿留村へ各二〇石余、計一二〇石余に及んでいる。また鹿留村と入会の鹿留村大沢山では薪や諸色を採つていたが、そこには山畠も切開いていた。寛文九年（一六六九）の「鹿留大沢入会場山畠帳」（米山源之助家文書）には、「ひな山之さす」一反六畝余、「いさす」五畝余、「さひこさす」七畝余、「大ざす」一反歩などが見える。「さす」は、古く焼き畠が行われた事を示す地名といわれ、絵図にも「七郎ザス」「サイコザス」が山頂に記されている。なお寛文九年の検地では、高外地として山畠の大豆高一石余が計上される。その地積は二町五畝余で、下々山畠が一番広く、下山畠・中山畠と続き、上山畠が一番狭い。また柴山利用に対する柴木米一石余も高外として見える。その地積は四町九反六畝余で、上柴山が一番広く、以下下々・中・下の各柴山の順となっている。当村は、村の成立からしてこれら近隣村々と結び付いていたが、耕作だけでなく、さらに婚姻においても、強い結び付きを持っていた事が宗門帳にうかがえる。

戸数・人数は、村指出帳によれば、戸数一四〇軒うち水呑一五軒、人数は七一四人うち男三二五・女三七九・僧七・行人一・山伏二・馬一四疋となつていて。また『甲斐国志』では、文化三年（一八〇六）の戸数一五〇戸、人数六四七人うち男三一一・女三三六、馬三〇疋とある。絵図に眼を戻すと、人家は、鹿留村から倉見村へ抜ける山側の道沿いから、さらに「天神宮」から桂川へ伸びる道にかけて、鍵形に描かれている。この集落の形から見ると、主要道は、夏狩村・小沼村から桂川に架かる「森橋」を渡つて右に折れ、さらに「天神宮」にむかって進み、同宮で再び右に折れて倉見村へ抜けるルートかと思われる。倉見村へ抜けた道は駿州東往還につながることから、駿河国との流通があり、茶は駿州御厨領から、塩は駿州沼津から買上げたという。この「森橋」は、村指出帳によれば、境村と小沼村の両村立会で補修し、普請用材は「御立林」（幕府や藩の山林）から下されるとある。絵図には見えないが、この他に、普請用材を御立林から下される小橋があり、また耕地への通路橋も用水路に十か所程架けられていた。

なお昭和五十五年国勢調査によれば、世帯数一五二、人口六九二うち男三二八・女三六四で、現在、人家は絵図よりも広がりを見せているものの、どこかしら鍵形の形状を残している。ただし「森橋」はなくなつており、「天神宮」から真直ぐに桂川へ道が伸ばされ、架橋されている。

寺院は、絵図では一か寺あり、「水辺山泉福院」と「倉境山広徳院」のみ見え、境井山真鏡院が描かれていない。明治七年（一八七四）の「廃寺取調書上帳下書」（天野恒宏家文書）によれば、真鏡院は夏狩村宝鏡寺末で、年次不詳の火災で焼失し、当時はすでに廃寺となつていて、その堂宇の地に課かる税は、広徳院が納めている。廃寺年代はわからないが、幕末の「宗門帳」（同右）には、村内に檀家を持たないものの、両寺と並んで、まだ名のみは記されている。また神社は、先の村指出帳には天神宮・山神森が記されているが、絵図では「太神宮」も描かれている。

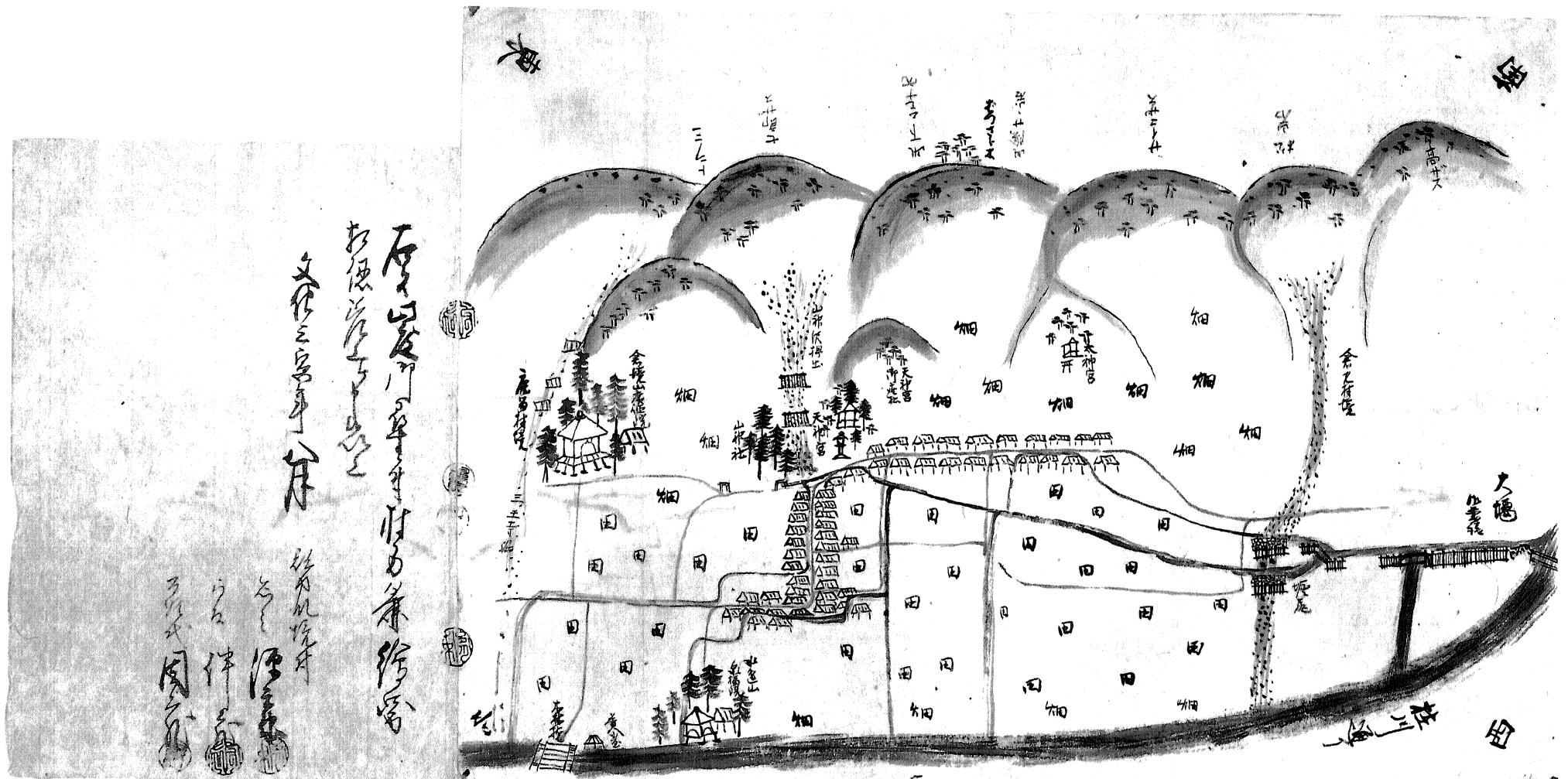
なお広徳院脇に描かれているものは、崩れ落ちる土砂留めの柵であるが、「三王寺堀」と記されているので、大雨などの際には、水はここを流れて桂川に注いだと思われる。倉見村境の方にも見えるが、こちらは少々薄い青色で染められている。また天神と山神の間にも「山神沢押出」とある。こちらはより頑丈な柵に見えるが、こ_レは先の村指出帳に御普請所として記されている。



右は此度御尋ニ付村方龜絵岡
相認差上ケ申候以上

文化三寅年八月

名主印
源兵衛印
伴藏印
与頭印
百姓代周藏印



34 文化3年(1806)8月 境村絵図 都留市蔵(森鳴家文書) 328×642

都留市史

資料編 都留郡村絵図集
村明細帳集

一 塩は駿州沼津より拾里余買上申候
桂河通り字大堰
一 壇壠壳ヶ所、壇切眉間木長七間四尺井枡立石積、前々御
普請所

一 水門式ヶ所、御普請所
字大平堰
一 井堰壳ヶ所、御普請所

一 埋桶壳ヶ所、長三拾間余、御普請所
一 堤押切壳ヶ所、石積御普請所

一 山神沢砂留桐木牛、壺、式ヶ所宛年々御普請所
一 小堰六ヶ所、百姓自普請所

一 溝浚長百八拾間余、御普請所
一 板橋壳ヶ所、長七間半・幅七尺余

是は当村・小沼村両村立会懸来り、行査木品、前々

字小橋壳ヶ所、長四間半
一 橋壳ヶ所、長四間半

是は行査御立林より被下置候
一 御立林より被下置候

一小橋拾ヶ所、作場通路橋
一 橋壳ヶ所、長四間半

一 御朱印除地、当村には無御座候
一 御高札式枚所持仕申候

一 御林、当村には無御座候

一 薪諸色、鹿留村山内へ入会、山元同様取來り申候

一大沢山内へ鹿留・境西村入会、諸色取來申候

一 御預り獵師鉄炮 式挺

一 御役大工 四人

一 棒手札 壱枚

一 高四拾石余

一 高式拾石余

一 高四拾石余

一 高式拾石余

一 隣村より入作一切無御座候

当村家数合百四拾軒内拾五軒水呑

曹洞宗泉福院
曹洞宗廣徳院
曹洞宗真鏡院
天台宗宝得院

寺三ヶ所 無除
行屋壳ヶ所 無除

天神宮 無除
山神森 無除

神主 小沼村
小佐野和泉

馬四拾壳疋

當村人数合七百拾四人

一 茶は駿州御厨領井富士郡より買上申候

一 茶は駿州御厨領井富士郡より買上申候

三 明和元年(1764)十一月 境村指出帳

(表紙)
明和元年

都留郡

甲州都留郡境村指出シ帳

申十一月 境村

寛文九年

秋元但馬守様御検地御水帳式冊

内 壱冊山烟柴山御水帳

高式百五石壳斗四升三合

此反別拾八町三反式畝廿八分^(歩)

田高百四拾五石四斗四升六合

内 此反別拾町九反八畝拾式分半

畑高五拾九石六斗九升七合

此反別七町三反四畝拾五分半

一 当村之儀は、東南高山、西北桂河通り、富士山西南ニ

当り申候

一 当村田畑砂交り墨悪地ニ御座候

一 田作五月中前後ニ仕付、秋はひかん明より刈初、麦作

秋土用中ニ仕付、冬水懸ニ御座候

一 粱は大白・毛白、わせ方重ニ作申候

一 粱方は大麥・小麦・粟・稗・大豆・菜・大根等作申候

一 田畑肥シ、馬屋肥・下肥・柴、重ニ入申候

一 粱種壳反ニ付壳斗式升程おろし申候

一 蚕養少々宛仕、糸まゆ不足之分は、甲州・相州・武州

より買上申候

一 茶は駿州御厨領井富士郡より買上申候

男三百武拾五人

女三百七拾九人

内

僧 七人

行人老人

山伏武人

男、耕作之間ニ薪取申候

女、耕作之間ニ綱・紬・木綿仕申候

一江戸日本橋迄

武拾七里余

一甲府迄

拾武里余

一谷村御陣屋迄

壹里拾町

一鹿留村迄

八丁程

一倉見村迄

七丁程

右は此度当御支配ニ相成候ニ付、村指出帳可指上旨被仰付候ニ付、先御支配ヘ指上候通之ケ条、不洩様相認、新法之儀書入不申、惣百姓立合吟味仕、帳面仕立、指上申候處、相違無御座候、以上

明和元年申十一月

甲州都留郡境村

| | |
|-----|-------|
| 名主 | 源兵衛印 |
| 組頭 | 長兵衛印 |
| 同断 | 嘉藤太印 |
| 百姓代 | 太左衛門印 |
| 百姓代 | 五兵衛 |
| 御役所 | 平 蔦 |

(境 米山源之助家文書)

大岡十三郎様

御役所

百姓代

百姓代

百姓代

百姓代